

令和5年7月13日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 不適正な事務処理事案に係る処分

<当事者>

置賜総合支庁 主査級職員 (40歳代・女) 減給1/10 1月

<業務総括者>

置賜総合支庁 課長級職員 (50歳代・女) 厳重注意

<管理監督者>

農林水産部 次長級職員 (50歳代・男) 厳重注意

【事案の概要】

令和3年度、しあわせ子育て応援部に在職中、業務委託先に対する委託料の支払に関して、自費で支払う等の不適正な事務処理を行った。

2 暴行被疑事案に係る処分

環境エネルギー部 一般級職員 (20歳代・男) 戒告

【事案の概要】

令和4年11月、山形市内の飲食店2軒にて飲酒後、酩酊状態になり、通行人の女性に対して、肩を組み、頭を撫でる等の行為を行った。

3 処分日

令和5年7月13日(木)

問い合わせ先

人事課 課長補佐(人事担当) 秋葉 康樹 TEL 023-630-3027

報道監: 総務部次長 高橋 徹